

令和3年度 事業計画

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

令和3年度 事業計画

I 基本方針

わが国では、少子高齢化がもたらす子育てや介護の問題、8050問題、地域で孤立しがちな外国につながる市民や引きこもりの方、社会的援護を必要とする人々への支援の問題等、住民の福祉課題・生活課題は複雑化、多様化、深刻化している。これらの解決に向け、地域共生社会を目指し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る社会に向けた取り組みが進められている。

その一つとして、社会福祉法の改正により、令和3年度から複合課題に対応するため、包括的な支援体制の整備に向け、「地域づくり」「参加支援」「相談支援」を一体的に実施する新たな事業の枠組みが創設され、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築が求められている。

本会では、こうした状況を踏まえ、平成30年3月に策定した「大阪市地域福祉活動推進計画」のもと、すべての住民の参画と協働をめざし、地域福祉を推進しており、今年度から新たに第2期大阪市地域福祉活動推進計画を策定し、住民同士がつながり、関係機関と連携し、共に暮らしを支え合う活動を展開していくこととする。特に深刻な生活課題を抱えているにも関わらず声を上げることが困難な方々に対しては、普段の暮らしの中で孤立を防ぎ、つながりを大切に、一人ひとりが安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざす。

一方、令和2年春から世界中で流行している新型コロナウイルス感染症は、大阪市においても急激に感染拡大し、住民全体が経済的にも精神的にも影響を受けている。特に国の施策の一つとして大きな役割を果たした生活福祉資金貸付事業の相談支援を通じ、若い世代やひとり親世帯、外国につながる市民等、今まで比較的にかかわりが希薄であった方々についても今後しっかりと向き合い、関わり続ける必要がある。

これらを踏まえ、地域福祉を推進する中核的な役割を担う本会は、住民主体の理念のもと、つながりを絶やさない、孤立をつくらない取り組みに対する継続的な支援や「多機関協働やネットワークづくりの推進」への中核的役割、これまでの相談支援の蓄積をいかした「あらゆる相談を受け止める」ことを、本会の事業及び区社協支援を通じて重層的に実施することを軸とし、地域福祉活動を推進する。

今後も、地域で暮らす人々の信頼に応えるため、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざし、各区社協をはじめ、市民、行政、社会福祉関係団体・施設、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと連携を密にし、地域福祉を一層推進していく。

Ⅱ 令和3年度事業

1 自律的な事業運営に向けた組織基盤の強化

本会が自律した組織として、効率的・効果的に事業を推進していくため、「市・区社協経営計画会議」において、市・区社協の共通した課題を具体的に検討し対応していくとともに、職員一人ひとりが「職員行動指針」に基づき、社協職員に求められる役割を常に自覚し、自立した組織の実現に向け、組織基盤を強化する。

(1) 人材の育成・確保

拡充

研修計画に基づき、人権研修やコンプライアンス研修はもとより、管理職研修や経験に応じたキャリアパス研修、職種別研修により職員の自己成長や自己啓発を促し資質向上を図る。とりわけ、新規採用職員研修は、これから社会福祉活動を推進する職員としてスタートをするための重要な研修と位置づけ充実した研修とし、入職2年目から3年目の職員には、若手職員学習会を開催するなど、次代を担う職員の育成について強化する。

また、職員の資質向上の一環として前々年から取り組んでいる法人発表会のほか、職員の先駆的な取組みに対する助成制度を新たに創設し、職員の自発的な取組みを支援することで、さらなる資質向上を図る。

さらに、昨年度に引き続き、法人説明会や内定者説明会などを実施し、人材確保に取り組む。

(2) 財政基盤の強化

本会における経営上の重要な財政基盤である交付金や委託料収入などは、「公的財源」が多くを占めているため、各事業の収支を分析し、予算の適正執行に努めるとともに、コスト意識をさらに高め、効率的・効果的に事業を実施する。

(3) 組織基盤の強化

ア 透明性の確保

内部管理体制の基本方針に基づき、ガバナンスの確保、リスク管理及びコンプライアンスに関する管理体制の強化を図るとともに、監事及び会計監査人と定期的に課題の共有を図り、適正な事業執行体制や内部統制の強化について推進する。

イ 広報・啓発活動

広報誌やウェブ媒体を通じて、市・区社協の取組み、地域、施設、NPOなどによる活動、社会福祉全体の動向などを発信し、地域活動の啓発及び社協の機能・役割が一層理解されるよう努める。

2 設立70周年記念への取組み

新規

令和3年度に設立70周年を迎える節目の年を機に、これまでの歩みを振り返るとともに、「福祉によるまちづくり」の実現をめざし、記念事業に取り組む。

(1) 70周年記念誌の作成

これまでの取組みを振り返ることで、地域福祉活動推進の重要性を再確認するとともに、今後の展望も見据えて記念誌を作成し、本会の周知・啓発に活用する。

(2) PR動画の作成及び配信

多くの市民の身近な存在となり、社協活動に賛同していただけるよう、本会の認知度向上を目的にPR動画等を作成し、効果的な配信に努める。

(3) 70周年記念大会（大阪市社会福祉大会）の開催

例年の大阪市社会福祉大会を70周年記念大会として開催し、これまでの活動を称える場を設けることで、地域福祉活動の一層の推進を図る。

3 「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和3年度～5年度）の推進

新規

大阪市地域福祉活動推進委員会の検討のもと策定した「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」について、地域福祉活動の3つの目標（①場づくり・つながりづくりを絶やささない、②見守りと生活支援・相談支援に取り組む、③参画と協働による地域づくりを拡げる）の推進に向けて、市民・関係団体などへさまざまな機会を捉えて積極的に発信し、多様な主体による連携・協働を呼びかけ推進する。

また、計画の初年度として、計画に掲げた本会が重点的に実践する事項は、予算化された個別事業を通して推進するとともに、各区社協が共通して取り組む事項については効果的に推進するよう支援するとともに進捗管理する。

4 地域共生社会の実現に向けた区社協事業及び法人運営強化に向けた支援

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえながら、孤立を防ぎ、つながりを絶やささない取組みや、具体的な地域生活課題の解決に向けた見守りや相談支援、多様な主体の参画と協働が拡がることをめざして、各区社協の事業の充実と法人運営強化を図る。

(1) 社協活動を通じた地域づくりの推進

ア 地域アセスメントの整備

イ 「地域支援の参考書」を活用した地域支援に関する視点・手法の共有と実践強化

ウ コロナ禍でのつながりづくりの継続・推進

エ 区ボランティア・市民活動センターの活性化

オ 多発する自然災害に備えた取組みの強化

カ 地域福祉推進に向けた関係機関・団体との連携強化

(こどもの居場所活動や福祉教育など)

(2) 総合相談支援体制の強化に向けた取組み

ア 一人ひとりの暮らしを支える各相談窓口の重層的な支援体制の実践

イ 「CSWの活動に係るガイドライン」に基づく見守り相談室の機能強化

ウ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業と生活困窮者自立相談支援事業の連携強化（支援調整会議への出席、両事業の連携会議及び伴走型支援の実施等）

エ 複合的な課題を抱えた世帯などへの見守りに係る地域づくりの強化（相談支援機関などとの協働による地域に向けたワークショップの開催など）

(3) 多様な社会参加の実現に向けた取組み

ア 生きづらさを抱える人を支える取組み

イ 社会参加に向けた支援メニューの開発支援

(4) 法人運営強化に向けた支援

拡充

市・区社協経営計画会議で定めた方針に基づき、区社協が今後、自律した組織として存続していくため、規程・規則の整備や嘱託職員の処遇、働き方改革関連法への対応など、法人運営の強化に向け支援する。

とりわけ、会計業務の平準化を目的に24区社協の顧問税理事務所を統一し、会計責任者・出納責任者・会計担当者の役割と責任を明確にした管理職及び担当者別の研修を実施し経理事務の適正化を目指すとともに、本会職員による定期的な実地調査等によりチェック機能を強化する。

5 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援

単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、多種・多様な主体による生活支援・介護予防の推進が求められることから、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、日常生活圏域（市内66カ所）を基盤とした事業展開を支援し、地域共生社会の実現をめざす。

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症の正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」や地域で活動する「オレンジサポーター」を養成し、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組む。

ア 認知症サポーター養成講座（企業・団体を含む）開催に係る支援

イ オレンジサポーター育成のためのステップアップ研修に係る取組み

ウ オレンジパートナー（企業・団体）の広報

エ 認知症地域支援コーディネーター連絡会の開催

オ キャラバン・メイトの養成、フォローアップ及び組織化の支援

カ 認知症カフェ運営に係る後方支援

(2) 地域包括支援センター事業に係る支援

市内66カ所の地域包括支援センター（認知症強化型地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）含む）からの相談対応や連絡調整を行うとともに、地域包括ケアの推進に向けて地域支援事業の連携を図り、自立支援型ケアマネジメントの推進を支援する。また、地域包括支援センターが抱える課題解決に向けた情報交換会、研修会の開催及び介護家族の会を支援する。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

拡充

各区社協が受託・推進する生活支援体制整備事業について、令和3年度から日常生活圏域に第2層生活支援コーディネーターが配置されることを踏まえ、生活支援・介護予防に資する取組み、それらを進める基盤となる協議体の運営などが効果的に進むよう、事業に関する学習・情報交換の場づくりや、区ごとの取組み支援を強化する。

(4) 高齢者の社会参加促進に向けた介護予防ポイント事業の実施

拡充

65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の視点だけでなく、地域や社会福祉施設で自らの能力を活かし、社会参加活動で得られる喜びや生きがいを感じながら、地域の一員として自分らしく誇りをもって生活していくことを目的に実施する。

また、より多くの登録者が活動できるよう、受入登録施設（介護保険施設・保育所）の拡大に努めるとともに、新たにスマートフォンアプリを導入し、活動募集状況のスムーズな情報提供を進める。

6 地域福祉推進のための担い手育成強化

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に社会福祉、地域福祉を支える担い手の養成と地域で活動する人材の育成を計画的に推進し、福祉・介護人材の新たな担い手確保に向けた取組み、研修会の開催、地域福祉に関する情報発信などを強化する。

(1) 地域福祉活動の担い手育成

地域福祉やボランティア・市民活動に関わる担い手の育成と活動推進につながるようニーズに応じた講座を実施するとともに、ボランティア・市民活動や福祉教育に関する情報提供・発信を行う。

ア ボランティア・市民活動の担い手育成

- ・活動団体等の担い手の育成と活動推進に向けた各種講座の開催
- ・学生ボランティアの育成、活動支援

イ 福祉教育・ボランティア学習の推進

- ・企業の社員研修における福祉教育の実施・調整
- ・福祉教材の配付、体験機材の貸出し

(2) 福祉専門職の育成・確保

社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉を支える人材養成のための多様な研修や実習を実施するとともに、社会福祉に関する情報を発信する。

また、福祉・介護分野における人材不足が深刻な状況を踏まえ、大阪市福祉人材養成連絡協議会において、人材確保と育成、定着を支援するため方策を検討し、これまで福祉・介護とつながりの希薄な層を対象に担い手の拡充に向けた啓発などに取り組む。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした、福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 社会福祉施設、事業者からの人材育成などに関する相談対応及び情報提供
- ウ 社会福祉に関する調査研究
- エ 介護の職場 担い手創出事業の実施
- オ 図書・資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示
- カ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及び出張研修の実施
- キ 大阪市立市民館設立 100 周年記念に係る事業への支援 新規
- ク オンライン研修、会議などに対応するWEB設備の充実 新規

7 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金などによる民間活動への支援

地域における生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けて、地域住民や団体が助成金や市民からの寄附などを活用し、主体的に公益的な取り組み活動を推進し、自立的・継続的な活動として地域に根付かせるなど、民間活動の拡がりを支援する。

(1) 大阪市ボランティア活動振興基金を活用した福祉ボランティア活動の支援

地域のさまざまな地域課題・福祉課題の解決のために基金を活用し、ボランティア活動の振興及び地域福祉の向上・増進・推進に寄与する福祉ボランティア活動を支援する。

また、助成団体については区社協と連携し、活動の継続性や団体の自立性も見据えて支援する。

(2) 共同募金を活用した地域福祉活動の支援

地域住民やボランティア団体、NPO等が主体となり、地域課題を発見・把握し、共同募金助成金を活用した主体的な地域福祉活動の実践を支援する。

とりわけコロナ禍では、予防対策を講じながら参加者一人ひとりが社会参加・役割を感じ、様々な人たちが交流・集える居場所の創設や活動を継続支援する。

(3) 善意銀行による支援

市民に向けホームページなどで善意銀行の情報発信し、財源の確保に努めるとともに、市民からの善意の預託（金品・物品）を活用し、地域コミュニティづくりへ

の支援をはじめ、地域福祉活動の推進や大阪の社会福祉における歴史保存・伝承に
取り組む社会福祉施設・団体、関係機関などへ助成する。

また、地域におけるさまざまな課題解決に向けた取組みを支援する企業などによ
るCSR（社会貢献）活動と連携し、地域と企業間のコーディネートを図る。

8 災害に備えた取組みの推進

豪雨災害をはじめ、大規模災害が毎年のように発生している。この現状を踏まえ、
職員の育成・環境整備・連携協働の3つの視点から、年間を通じて災害に備えた取組
みを推進する。

(1) 職員の災害への危機管理意識の醸成

いつ災害が発生しても、迅速かつ適切に対応できるよう災害対策本部設置訓練や
災害ボランティアセンター運営者研修、災害対応に関する学習会などを実施し、職
員の対応力向上を図るとともに、危機管理意識を醸成する。

(2) 災害時に組織運営を継続する環境整備

BCP（事業継続計画）の定期的な更新や備蓄物資の適切な管理、災害時ボラン
ティア活動支援積立金への積立てなどを進め、災害時においても組織運営が継続で
きるよう、環境整備を推進する。

(3) 他機関との連携協働の推進

ア 近畿ブロック府県・指定都市社協災害相互支援協定に基づき、災害発生時に
備えて平時から連携を図る。また、市域以外で大規模災害が発生した時は、必
要に応じて職員を派遣する。

イ 大阪府域において、民間企業やNPOなどと広域かつ効果的な連携を図るた
めに、おおさか災害支援ネットワーク（OSN）に参画する。

ウ ライオンズクラブとの「災害時のボランティア活動支援に関する協定書」に
基づき、災害時のみならず平時から、同クラブとの連携を強化する。

エ 大阪府下避難者支援団体等連絡協議会（ホッとネットおおさか）と連携を図
り、東日本大震災による避難者に対し、引き続き支援する。

9 暮らしを支える権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、住んでいる
地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぼーと事業（日常生活自立支
援事業）」と「成年後見支援センター事業」を実施し、権利擁護に関する取組みを一
体的に推進する。

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を営むことができるよう、意思決定支援の理念を基本に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理の支援などを実施する。

また、担当職員の資質向上のため、研修会や連絡会を通じて、事業推進に必要な諸制度の理解促進を図るとともに、業務の標準化や効率化に向け、業務マニュアルに沿った事業推進を徹底する。

(2) 成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、成年後見制度のさらなる利用促進のため、広報や相談機能の充実を図り、制度を必要としている人に適切な利用につなげる。

また、権利擁護の担い手であり、地域福祉の担い手でもある市民後見人活動を拡げていくため、養成・活動支援に向けた取組みを一層推進する。

ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の運営

イ 成年後見制度の広報・啓発及び相談

- ・協議会構成団体及び大阪市市民後見人連絡協議会との連携による効果的な広報活動の展開

- ・成年後見制度の利用を必要とする本人やその家族・支援者からの相談対応

ウ 市民後見人の養成・活動支援

- ・参加者の利便性を考慮した市民後見人養成講座の開催

- ・市民後見人バンク登録者への研修や受任者への活動支援

- ・市民後見人活動の普及・啓発のための実践事例の収集及び発信

- ・市民後見人バンク登録者に対する地域活動に関する情報提供

エ 相談支援機関の後方支援

- ・相談支援機関が形成する本人を中心とした「チーム」を支援するための専門職派遣

- ・成年後見制度の利用支援に関する研修会の実施

オ あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への円滑な移行支援

カ 親族後見人支援

- ・専門職団体、家庭裁判所との連携・協力による交流会の実施

キ 成年後見制度の利用促進全般に関する関係機関との連携

10 多様な相談窓口の充実

市民の生活課題や幅広いボランティア・市民活動に対する思いに寄り添い、多様な相談窓口が連携しながら、課題解決に向けた助言や調整、情報提供などを行い、市民に信頼される相談窓口の充実を図る。

(1) ボランティア・市民活動センター事業

市民、企業など、誰もがボランティア・市民活動や社会貢献活動に参画しやすい環境づくりを目的として、ボランティア・市民活動に関する相談を受け付け、各区ボランティア・市民活動センターや関係機関と連携し、活動の推進を支援する。

また、ボランティア・市民活動に関する情報のプラットフォームとして、情報提供を行うとともに、活動団体の情報発信を支援する。

(2) おおさか介護サービス相談センター事業

介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者から相談を受け、情報提供や苦情相談に対する助言・調整などを行い、地域包括支援センターなどとの連携により、介護保険サービスの質の向上に取り組む。

また、福祉人材の育成を目的として、地域住民が参加しやすい学習会を開催するとともに、各区の居宅介護支援事業所連絡会などでセンターの事業説明、さらに市民に身近な場所での周知など、当センターの広報活動を強化する。

(3) 休日夜間福祉電話相談事業

相談支援機関の窓口が閉まっている休日夜間に、障がい者・高齢者の福祉に関する電話相談に応じ、関係機関などの情報を提供する。

また、「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施の手引き」に基づき、障がい者、高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、関係機関との連絡調整を行う。

(4) 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業の相談窓口である各区社協に対し、全社協や大阪府社協と連携し、情報提供や研修会を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する方への特例貸付については、生活困窮者自立相談支援窓口と連携強化し、貸付を通して生活全体に目を向け生活に困りごとを抱える市民を支援する。

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格取得を目指して、養成機関に在学している、ひとり親家庭の親に入学準備金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の自立を支援する。

1 1 中立・公正な立場にたった事業の展開

〔拡充〕

介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

対象者一人ひとりの個別性や人権に配慮しながら、公募選定により受託した19区での他市町村からの依頼を含む要介護認定調査の実施及び市内全域で障がい支援区分認定調査を、社会福祉協議会として、中立・公正な立場で着実に実施する。

また、調査業務に携わる職員に対しては、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深める研修を実施し、市民に信頼される適切な認定調査を実施するため、職員の資質向上に努め、タブレット導入による円滑な調査実施をめざす。

さらに、今後の高齢化社会による介護保険制度利用者の増加を見据えた体制強化に務め、調査に必要な人員を確保し、安定した認定調査の実施に努める。

1 2 福祉関係機関・団体との連携と協働

(1) 民生委員・児童委員との連携

地域社会のつながりが希薄化し、子育てや介護で悩みを抱える人への支援や非常時に迅速に要援護者の確認・支援ができる体制の構築に向けて活動している大阪市民生委員児童委員連絡協議会と社協活動を通じて連携を深め、地域づくりの推進を図る。

(2) 共同募金運動への協力

赤い羽根共同募金の配分金をもとに、こどもの居場所づくりをはじめとしたさまざまな地域福祉活動を一層推進する。街頭募金活動には、本会職員も積極的に参画し、広報誌やホームページに地域の支えあい運動の一環としての活動趣旨を掲載するなど、大阪府共同募金会活動と連携を図る。

(3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

大阪市社会事業施設協議会（児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がいの各種別の団体により構成（以下「施設協」という）の加盟団体に対し、区社協が事務局を担っている区社会福祉施設連絡会と協働し、公益的な取り組みや社会貢献活動の推進に向け支援する。

また、本会ホームページを活用し、施設協活動を広報するとともに、各福祉関係の学校などとのパイプを拡げ、学生に向けて福祉職場の理解を深め、福祉の仕事へのやりがいや魅力を多様な方面に伝える取り組みを支援する。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

市域の社会福祉施設が人権意識を高め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の取り組みを支援する。